

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称
水戸市使用料等審議会
- 2 開催日時
平成28年9月2日(金) 午前9時30分から午前11時10分まで
- 3 開催場所
水戸市役所南側臨時庁舎3階中会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 水戸市使用料等審議会委員
後藤斌, 田所信子, 外岡明子, 高畑健兒, 木内令子, 大津順一郎, 高島和子,
永井教子, 栗原庸子, 砂金祐年, 比佐敬
 - (2) 執行機関
財務部長 園部孝雄, 財政課長 梅澤正樹, 財政課課長補佐 佐藤直明
財政課財政係長 大谷俊, 財政課財政係係員 森敬之
- 5 議題及び公開・非公開の別
検討対象(ヒアリング対象)の選定について
(公開)
- 6 非公開の理由
適用なし
- 7 傍聴人の数(公開した場合に限る。)
0人
- 8 会議資料の名称
平成27年度答申に基づく使用料の改定状況について(資料1), 平成28年度水戸市使用料等審議会日程(案)(資料2), 使用料及び手数料の受益者負担適正化の検討方法について(資料3), 受益者負担適正化の検討の観点について(資料4), 使用料及び手数料一覧(資料5), 使用料調書(資料6), 手数料調書(資料7), 過去の審議会答申に基づく改定状況(資料8)
- 9 発言の内容
別紙のとおり

別 紙

- 執行機関 本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。
本日は、___委員、___委員、___委員、___委員の4名が御都合により欠席との連絡がございました。
本日の出席委員は11名でございますので、定足数に達しております。
定刻前ではございますが皆様お揃いですので、ただ今から使用料等審議会を始めさせていただきます。
早速ですが、___会長、議事の進行をお願いいたします。
- 会 長 それでは、議事を進めることといたします。
本日の審議会におきましては、前回御確認いただいたとおり、検討対象としてヒアリングする使用料等の選定を行ってまいります。
なお、本日選定した使用料等につきましては、次回以降の審議会において担当課からヒアリングを行うこととなりますが、選定したものの全てについて改定の答申を行うということではありません。
ヒアリングで内容を確認した後、審議会として改定の是非を判断していくという流れになりますので、御承知おきください。
それでは、前回配布された「資料5」の使用料及び手数料一覧を御覧ください。
資料の一番右に検証対象という欄がありますが、今回の審議会は、ここの○印を確定していく作業になるかと思えます。
資料を見ていただきますと、既に事務局で○印を付けているものがありまして、まずはこの事務局案の是非を判断していきたいと思えます。
この点につきましては、前回の審議会においても事務局から簡潔に説明を受けたところですが、まずは確認も兼ねまして、○印を付けた理由などについて、再度事務局から説明をお願いしたいと思います。
なお、本日は、会議の前半で事務局案の是非について判断をすることとし、後半ではさらに○印を付けて本審議会で検討すべきものがあるのか、各委員の皆様から意見を伺うこととします。
- 委 員 検討対象選定の前に確認させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。
私は、市民センターで使用料を徴収するべきであると考えておりますが、市民センターについては、そもそも資料5の一覧に記載されていません。
使用料及び手数料の額は、資料3に記載の受益者負担率の基準一覧に基づき設定されており、この資料に記載されている市民センターの受益者負担率の基準は0%となっております。
このことから、基準に関する議論も前段で必要かと思えますが、いかがでしょうか。
- 会 長 市民センターについては、___委員からも、施設の利用状況を踏まえて使用料の設定を検討するべきであるとの御意見を頂いております。
本日の会議の後半では、このように資料5の検討対象候補に記載されていないものについても議論させていただきたいと考えておりますので、その際に御意見を頂けま

すようお願いいたします。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

執行機関 それでは資料5において、事務局がヒアリング対象の候補としている11項目につきまして、これらの選定理由を再度説明させていただきます。

資料6, 7の調書に基づいて説明させていただきます。

まず、3ページをお開きください。

自転車等駐車場使用料につきまして説明申し上げます。

3ページの上段に使用料の状況としまして、概要及び単価等という欄がございます。

記載のとおり、本市では、水戸駅北口、水戸駅南口東棟・西棟、赤塚駅北口・南口、南口第2自転車等駐車場という計6つの自転車等駐車場がございます。

一時利用の使用料は、自転車は150円、原動機付自転車及び小型自動二輪車については200円としております。

また、定期使用料につきましては、複数の料金設定がございますが、ここには年間の使用料を記載しており、自転車については、一般の方が年間3万円、学生は年間1万5千円となっております。

次に、4ページの中段でございます受益者負担率を御覧いただきますと、126.4%となっております。コストの2割5分以上の料金を徴収しているという状況でありませぬ。

自転車駐車場等の管理につきましては、平成25年度に指定管理者制度を導入しており、これにより経営の健全化が進み、受益者負担率が改善している状況であります。

負担の適正化という観点から考えますと、引下げも検討すべき状況ですので、今回、事務局案として提案させていただきました。

なお、4ページの下段に記載しております定期利用の詳細を御覧いただきたいのですが、特に自転車につきましては、学生からも年間で1万5千円の料金を徴収しておりますが、環境問題や子育て支援の観点から、この料金を引き下げるという選択肢もあると、事務局としては考えているところであります。

続いて、5ページを御覧ください。

老人福祉センターの入浴施設使用料につきまして説明申し上げます。

水戸市においては全部で7つの老人福祉センターを設置しておりまして、入浴施設の利用は一回当たり100円としております。さらに回数券がありまして、7回分で500円となっております。

6ページ中段に記載があります受益者負担率を御覧いただきたいのですが、基準が50%のところ、11.3%となっており、基準を大きく下回っている状況でございます。

この使用料につきましては、前回審議会の答申を受け、平成26年7月1日から有料化をしたものであります。

担当課意見としては、現在の使用料を継続したいということではありますが、事務局としては、料金改定というよりは、前回の答申を受けて新たに徴収を始めた使用料ですので、利用実態等を検証するという観点から、担当課にヒアリングを実施していただきたいと考えております。

続きまして、13ページを御覧ください。

斎場の式場等使用料でございます。

使用料の状況を御覧いただきたいのですが、第一、第二、第三式場、待合室、霊安室の使用料を設定しておりまして、それぞれ式場は3時間当たり、待合室は2時間当たり、霊安室は1日当たりの使用料でございます。

また、市内在住の方と市外在住の方の使用料を分けておりまして、市外在住の方は市内在住の方の2倍の使用料としております。

改定の経緯としましては、平成14年度に第三式場の洋室化を契機に使用料を変更しまして、以降14年間使用料の改定は行っておりません。

14ページ中段に記載しております受益者負担率につきましては、基準が75%のところ、58.7%となっております。基準を下回っている状況であります。

担当課としましては、平成29年度以降、待合室の洋式化に年次的に取り組むという計画がございまして、施設の整備に伴い料金を見直ししたいと考えているようです。

事務局といたしましても、この担当課の意見を基にヒアリングを実施していただき、適正な使用料の在り方について御審議いただきたいと考えております。

続きまして、15ページを御覧願います。

植物公園入園料でございます。

使用料の状況としましては、小中学生及び市内高齢者の個人利用は1回150円、その他の個人の方は1回300円としております。

改定の経緯としましては、平成21年度に無料としていた市内高齢者の料金設定を行いまして、150円の使用料を徴収することにいたしました。

16ページ中段に記載しております受益者負担率につきましては、基準が50%のところ、5.7%となっております。大変低い受益者負担率となっております。

先ほど申し上げましたとおり、平成21年度に改定をしておりますが、依然として著しく低い受益者負担率となっておりますので、事務局としましては、コストや運営の在り方等についても御検討いただきながら、適正な使用料の設定について御審議いただきたいと考えております。

続きまして29ページを御覧ください。

幼稚園保育料（利用者負担金）でございます。

30ページ中段に記載しております受益者負担率につきましては、基準25%のところ、6.7%となっております。

使用料の状況としましては、市立の幼稚園は19園ございまして、基本額は月額6,000円としております。

この使用料には減免規定がございまして、生活保護世帯、市民税非課税世帯又は均等割の額のみの方を減免対象としております。

さらに、子育て支援の施策としまして、小学校3年生までの兄弟がいる多子世帯の第2子以降の保育料を減免対象としております。

改定の経緯につきましては、昭和56年度に5千円から6千円に改定して以降、35年間にわたり改定をしていないという状況でございます。

共働きの子育て世帯が増加していることから、ニーズが保育所に移行しているのではないかと考えられますが、この使用料の決算額は、平成26年度は56,190千円でしたが、平成27年度は39,571千円と大きく減少している現状です。

こういった現状の中で、過去の審議会におきましても、定員の充足率の向上を図りながら、料金を6,000円から7,000円に引き上げるべきとの答申を頂いております。

この料金改定を見送った経緯について説明させていただきますと、平成 27 年度に子ども・子育て支援制度という新たな制度に移行しまして、従来、私立幼稚園は独自に料金設定をしていましたが、新制度においては、市が料金を定めるという改正がありました。

これを踏まえて公立幼稚園の使用料を検討すべきということで、当時は改定を見送りましたので、改めて、運営の面なども踏まえながら御検討いただきたいと考えております。

最後に 30 ページ下段の他市の状況を御覧いただきたいのですが、特に日立市については、これまで 6,800 円の保育料を設定しておりましたが、新制度移行後に料金体系を見直したということです。

事務局としましては、こういった他市の状況等を踏まえながら御検討いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が使用料の説明でございます。

次に手数料の説明をさせていただきますので、資料 7 の 7 ページを御覧ください。

印鑑登録証亡失再交付手数料につきまして、説明させていただきます。

こちらは印鑑登録証のカードを失くしてしまった際の再交付手数料でありまして、1 件当たり 350 円と設定しております。

8 ページ中段に記載しております受益者負担率につきましては、基準が 100%のところ、69%となっております。

本市では、初回の交付は無料としており、再交付時のみ手数料を徴収することとしておりますが、他市の状況としましては、初回の交付時を有料にしている自治体が多く、亡失再交付手数料としての取扱いはあまりないようです。

亡失再交付手数料を徴収しているのは笠間市でありまして、500 円という料金を設定しております。

事務局といたしましては、そういった他市の状況等を踏まえまして、適正な手数料の在り方について御検討いただきたいと考えております。

続きまして、資料 23 ページを御覧ください。

し尿処理手数料につきまして説明させていただきます。

公共下水道、浄化槽のない御家庭、事業所等から、バキュームカーでし尿の収集、運搬を行い、見川クリーンセンターで処理するコストを賄うための手数料でございます。

手数料の状況としましては、各御家庭については定額制となっております、1 人当たり 350 円が基本料金でございます。

官公庁・事業所は従量制を採用しており、10 当たり 10 円としております。

この手数料の課題としましては、公共下水道の普及に伴い、年々利用者が減っている状況であり、受益者負担率が基準 75%のところ、34.1%と大きく基準を下回っている状況にあります。

運営コストは、し尿の収集・運搬に係る経費と見川クリーンセンターでの処理経費に分けられますが、平成 27 年度の歳入決算額が 64,506 千円であり、収集運搬費が 103,307 千円ですので、収集運搬費すらも賄えていない状況となっております。

こういった状況ですので、事務局としましては、担当課のヒアリングを実施し、適正な手数料の設定について御検討いただきたいと考えております。

続きまして、25 ページを御覧ください。

浄化槽汚泥処分手数料について説明させていただきます。

こちらは、見川クリーンセンターで浄化槽の汚泥処理を行う費用を賄うことを目的に、事業者から徴収している手数料であり、10 kg当たり単価 25 円という料金を設定しております。

26 ページ中段に記載しております受益者負担率は、基準が 75%のところ 29.8%となっておりますので、こちらの手数料につきましても、基準を大きく下回っている状況です。

こちらの手数料につきましても、事務局としましては、担当課のヒアリングを実施し、適正な手数料の設定について御検討いただきたいと考えております。

続きまして、33 ページを御覧ください。

優良観光土産品登録手数料につきまして説明させていただきます。

手数料の状況としましては、登録手数料として 1 件 3,000 円、登録変更手数料として 1 件 500 円を設定しておりますが、前回の本審議会におきまして、制度の在り方について検討するべきとの答申を頂いております。

これは、34 ページ下段に記載の他市の状況を御覧いただきたいのですが、日立市は商工会議所、ひたちなか市は観光協会を事務局としてこういった取組をしているという状況がございまして、本市においても、観光の振興、水戸の魅力の向上といった観点から実施主体を見直し、より機能的な制度となるよう検討するべきという意見を頂いたところであります。

事務局としましては、前回の答申を踏まえて、今後どのように制度を考えていくのかという点について、担当課にヒアリングしていただきたいと考えております。

続きまして 47 ページを御覧ください。

建築確認等証明書交付手数料につきまして説明させていただきます。

現況 350 円の手数料を徴収しておりますが、担当課から、受益者負担の適正化を図るため、手数料の額を 5,000 円に見直ししたいとの提案が出ております。

48 ページ中段に記載しております受益者負担率は、基準 100%のところ 6.9%となっております。考察の欄を御覧いただきますと、建築確認を行うときに建築物が都市計画法に適合していることを証明するために添付する書類でありまして、この証明を発行するためには、現地調査や審査等相当の事務量を要するとのことです。

他市の状況としましては、県内の都市でも、使用料を 5,000 円に見直ししている自治体が増えております。

本市においては、使用料を 5,000 円に改定することにより、受益者負担率は 98.1%まで改善するとのことです。事務局といたしましては、担当課のヒアリングを実施し、御検討いただきたいと考えております。

最後に、49 ページを御覧ください。

建築制限等解除承認申請手数料について御説明申し上げます。

こちらは、担当課が新設を希望する手数料でございまして、1 件 2,000 円の手数料を徴収したいとのことです。

50 ページ中段の考察を御覧いただきたいのですが、建築基準法の規定では、開発行為の工事完了公告前は基本的に建築物の建築が禁止されておりますが、特例として禁止を解除する場合の承認申請手続でございまして。

他市の状況としましては、全国的に1件2,000円の手数料を設定する自治体が増えていますので、本市においてもこの手数料を新設し、受益者負担の適正化を図りたいとの担当課の意見ですので、事務局といたしましては、ヒアリングで業務内容等につきましても御確認いただき、御検討いただきたいと考えております。

以上11件が事務局としてヒアリングをお願いしたい項目でございます。

会 長 　ただ今の事務局の説明について、何か御質問、御意見等はございますか。

（委員からの意見等なし）

会 長 　それでは事務局から提案のあったものは全部で11個ありますが、これらについては次回以降ヒアリングを行い、審議会で検討を行う対象としてよろしいでしょうか。

委 員 　（異議なし）

会 長 　それでは、これらをまず対象としていきたいと思えます。

次に、検討対象に追加すべき使用料及び手数料について議論してまいります。先ほど__委員から、市民センターに関してもヒアリングを行って、使用料の導入を検討してもよいのではないかと意見を頂いております。

また、会議の始まる前に、__委員からも、使用実態が他の施設と同様であるものは同額の使用料を課すよう受益者負担率を設定すべきであり、市民センターホールでのスポーツ活動は、体育施設と同様に考えていくべきではないかと御意見を頂いております。

ですから、まずは、市民センターを所管する市民生活課にヒアリングを実施する是非について御議論いただきたいと思えます。

初めに、__委員から再度御意見を伺いたいと思えます。

委 員 　市民センターは市内に32か所あり、社会教育、生涯学習教育を実施する施設ですが、現在の市民センターの利用状況としては、630の定期講座が開かれており、趣味、カルチャー、習い事、スポーツ等でその9割以上を占めています。

定期講座以外の空き時間については、毎月1日に抽選で貸出しをしており、市民センター本来の設置目的とは違う利用も多いのではないかと感じています。

また、公益社団法人全国公民館連合会の調査では、71.4%の自治体が公民館の使用料を徴収しており、県内では土浦市、つくば市、筑西市、石岡市、高萩市、笠間市、潮来市、結城市、守谷市、取手市、鹿嶋市、東海村等多くの市町村で徴収しているようです。

私はよく市民センターを利用しますが、運営には経費がかかるようで、市民センターの所長から予算の制約があるので修繕は難しいという話を聞いたことがあります。

こういった状況ですので、一回当たり100円でもよいので使用料を徴収し、運営経費の予算に充ててくれればよいと考えております。

委 員 　大部分の市民センターはかなり傷んでいる状況です。

子育て支援の活動として市民センターのホールを使ったことがあります。ホールの床板が非常に傷んでおり、使わせているこちらの方が神経を使ってしまいう状態でした。

私も予算の制約があるので、修繕できないと聞いたことがあります。

執行機関 現在、市民センターは使用料を徴収していないので、資料5には記載されておられません。

市民センターはコミュニティ活動や生涯学習を目的としておりますが、____委員から趣味活動と御指摘のあったものについても、生涯学習の範疇であり、目的活動であるため料金を取っていないという認識です。

例えば、国際交流センターや男女平等参画センターにつきまして、施設本来の目的で利用する際には無料でございますが、目的外利用については有料としております。

市民センターにつきましては、そもそも目的外利用を認めていないというのが市の認識であります。

他の市町村は料金を徴収しているとのことですが、それが目的利用に関する料金か目的外利用に関する料金なのか、担当課は把握しておりますので、ヒアリングを実施される際には、その点につきましても御確認いただければと存じます。

本市は特に市民センターの数が多く、運営コストも大きいので、負担を求めているという観点で御検討いただくことは可能であると思っております。

委員 市民センターも昔は使用料を取っていたような話を聞いたことがあります。

これまでの料金設定の検討の経緯についても、ヒアリングしてみたいと思っております。

委員 どのような利用で使用料が発生するのか検討しなければならないですが、市民センターは多くの市民が交流を深め、学ぶために集う場所ですので、個人的には使用料の徴収には賛成しかねます。

会長 ここで踏み込んで料金改定について議論することは難しいので、まずは担当部局のヒアリングを実施するかしないかということを決められたらと考えます。

ヒアリングを実施することについても反対でしょうか。

委員 ヒアリングの実施については異論ありません。

会長 お話にもありましたが、子どもを遊ばせる上で神経を使う状況であるなど、本来の目的利用に影響しているところもありますので、担当課を呼んでヒアリングを実施することとしたいと考えます。

皆様よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

会長 ありがとうございます。

それでは、市民センターについては担当課からのヒアリングを実施し、検討してい

くこととします。

続きまして、これ以外にヒアリングを実施すべきものを検討していきたいと思いますが、複数の委員の皆様から一度に意見を頂くと集約が難しくなりますので、お一人ずつ、それぞれ順番に意見を伺いたいと考えております。

まず、___委員から事前に資料で意見を頂いておりますので、読み上げさせていただきます。

墓地公園管理使用料については、施設は特定の使用者のみが利用するものであるため、受益者負担率は100%に設定することが望ましいと思われる。

市内一般の寺院墓地などの利用者との費用負担の差はどのようになっているのか、調査をした上で判断すべきである。

植物公園入園料については、現状のままでもよいが、広大な面積を有する施設であり、今後ごみ処理施設が移転すると熱源が失われるので、今後の運営について、基本的に見直し、魅力ある施設にするべきである。

一つの提案として、植物園内にある薬用植物の管理を大幅に拡大し、水戸黄門も推奨した歴史も踏まえ、周囲の住民を巻き込みながら、生産から需要まで薬用植物を利用した医食同源をテーマにする施設にしたらどうか。長期的な視点で考える必要があるとのことであります。

園芸指導センター使用料についても関連する施設であるので、併せて検討すべきである。

さらにふるさと農場使用料については、地域の活性化のため現状の運営でよいとは思いますが、森林公園、少年自然の家など周辺施設との連携を強化するべきである。

市営住宅汚水処理場使用料については、一般家庭の下水道使用料と同額の使用料としてよいと考える。

体育施設使用料は、利用率の低下だけで考えても解決しないので、利用者の年齢などをよく分析し、利用できる人の幅を広げる工夫をするなど簡易に利用できる施設を目指すべきである。

という御意見です。

___委員、何か補足事項はございますか。

委員 あとは、市営住宅汚水処理場使用料については64.2%の負担率となっており、若干低いと思われますので、ヒアリングをしてもよいのかなと感じております。

会長 ありがとうございます。

それ以外にヒアリングをすべきものについて、御意見がありましたらお願いいたします。

副会長 負担率の低いものについて御意見が多かったと思いますが、市場使用料は運営経費に対して124%の収入状況となっており、市場が黒字になっていますので、意見を聞いてみるのもよいかなと考えます。

委員 市場の利用者というのはどのような方々ですか。

- 執行機関 資料6の33ページを御覧ください。
公設地方卸売市場の使用料は、卸売業者等の事業者が負担しているものです。
大きくは2種類の使用料で、保冷库や売り場の施設当たり、面積当たりの施設使用料と、売上金額の1,000分の3.5という売上高割の使用料で構成されております。
売上の状況が良いということもありますし、実際の運営費を超えて124%の使用料を頂いておりますので、このままの使用料でよいのかという議論もあると思います。
- 委員 資料6の34ページには、受益者負担率の考察として、施設の老朽化対策のため今後施設の修繕を重点的に行っていくので、当面使用料の引下げの考えはないと記載されていますが、修繕を見越して内部留保しているということですか。
- 執行機関 現在も1億円規模で施設の修繕をしており、それも運営コストに含めた上で受益者負担率が124%となっております。
この考察は、修繕料がさらに増加していくことを見越した担当課の考察であると思いますが、それがどの程度増加するのか、ヒアリングで確認していただいてもよろしいかと思えます。
補足になりますが、35ページ、36ページに使用料収入の詳細がありますので御参照ください。
- 執行機関 補足させていただきますが、34ページに他市の状況がございます。日立市は売上高割市場使用料の率を1,000分の3と設定しており、水戸市は1,000分の3.5に設定していますので、他市より高い設定をしている状況といえます。
この点も踏まえまして、ヒアリングを行っていただくのもよいかと思えます。
- 会長 それでは、使用料については、___委員から御提案のあったもの、さらには、事務局の説明も踏まえて、市場使用料もヒアリングの対象としてよろしいでしょうか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 ありがとうございます。
他にご意見等はないでしょうか。
それでは使用料のヒアリングの対象については、これで決定いたします。
次に手数料のヒアリング対象の選定を行ってまいります。事務局から提案のされているもの以外にヒアリングを行いたい手数料はございますか。
- 副会長 資料7の1ページに記載されている自転車保管手数料は、受益者負担率が7.6%と著しく低いので、まずは事務局から説明をお願いできますか。
- 執行機関 資料7の1ページを御覧ください。
こちらは放置自転車の撤去に係る保管手数料でございます。水戸市は放置禁止区域を設定しており、この区域の放置自転車の撤去に年間で880万円の業務委託をしております。

具体的には、委託業者に見回りをしてもらい、注意札を貼った後、放置自転車を撤去しております。撤去台数が356台ですので、1台当たりの撤去費用は25,000円程度の経費となります。

また、手数料としては、自転車が2,000円、原動機付自転車が3,000円と設定しております。コストが一定の場合、放置自転車の数が少なくなると1台当たりのコストが高くなってしまったため、コスト面についてもヒアリングをしていただくのがよいかと考えます。

特に、放置自転車の防止策に取り組んだ結果、放置自転車の数が減少しており、そのために1台当たりのコストが高くなっている状況です。

コスト面の検討として、例えば状況が改善されているなら、見回りの回数を少し減らすなどの方策が考えられるかと思えます。

委員 放置自転車は盗難されたもの以外に、所有者自身で放置したものもあるのですか。

委員 駐輪禁止区域に駐輪すると注意札を張られるのですが、さらに駐輪し続けている自転車については、放置自転車として撤去されるようです。

会長 実際には撤去作業費というところだと思います。

委員 電車に乗り遅れそうなときなど、時間がないときに駐輪禁止区域に駐輪してしまうというのがよくあるパターンですが、見回りが早くて、半日程度の駐車でも撤去されてしまうという話を聞きます。

会長 こちらもヒアリング対象に含めるということによろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

会長 それでは自転車保管手数料をヒアリングの対象といたします。

手数料は基準と受益者負担率の数値に近いものが多く、乖離しているものについては既に事務局がヒアリング対象として選定しているように見受けられますが、他にもヒアリングの対象とするべき項目について意見がありますでしょうか。

意見がなければヒアリング対象の手数料についても仮決定ということによいでしょうか。

委員 (異議なし)

会長 事務局からは、日程の都合上、15～18項目程度が適正なヒアリングの実施数であると聞いております。

現在合計で19項目の候補が挙げられておりますが、全体を通じて、ヒアリングを実施すべき候補として追加するべきもの、候補から外すべきものなどの意見はありますでしょうか。

委員 優良観光土産品登録手数料については、ヒアリングを実施しなくてもよいと考えます。水戸市の観光を後押ししている業者への負担を大きくするのは得策ではないと思いますが、いかがでしょうか。

委員 この手数料については、どの組織が窓口になるのか、水戸市か、水戸市観光協会か、水戸商工会議所なのか、申請業者が迷ってしまう状態にあるようです。
手数料を徴収する以前に、この組織的な問題を解決するべきで、使用料及び手数料を検討する本審議会がヒアリングを実施しても、効果が薄いのではないかと思います。

執行機関 資料8の3ページを御覧ください。
平成24、25年度に開催した第3回審議会の答申内容を記載しておりまして、当該手数料についても記載がございます。
このときは、市ではなく水戸市観光協会又は水戸市商工会議所が所掌するべきではないかという意見を頂いておりまして、「実施主体を含めた制度の在り方について検討すること」と答申を頂きました。
しかしながら、現状でも制度の在り方について検討中とのことですので、再度担当課の意見を聞く方がよいのではないかということで、事務局案としてヒアリングの対象にしております。

委員 本審議会の所掌事項の軸は使用料及び手数料の額の検討ですので、制度の在り方まで間口を広げるのは大変なのではないかなと思います。
事務局はどのようにお考えですか。

執行機関 前回の審議会においては、使用料及び手数料に関する事務の在り方についても検討すべきということになりました。
条例においても、審議会は、使用料等について料金改定以外の「その他必要と認める事項」を所掌すると定めていることから、当審議会で検討し、答申に内容を盛り込んだ経緯があります。

委員 使用料は民間との代替えがある程度できるもので、手数料は行政にしかできない事務の料金だと私は考えております。
そうすると、手数料の実施主体を民間である水戸市観光協会等にする検討というのはちょっと違うのかなと考えますし、この審議会で議論する性質のものではないような気がしています。

委員 前回の審議会の検討結果について事務局から話がありましたが、制度に対する疑義については前回も同じ意見が出ていました。
審議会の答申に強制力はないですが、この手数料の制度の在り方に一石を投じることとしたのです。
制度の在り方について検討中ということですが、進捗状況を把握するためにもヒアリングを実施するのはいかがでしょうか。

委員 この手数料については、産業振興の一環であることから、そもそも手数料に位置付けるものなのかという疑問が当時からありました。

当審議会の答申を受けてどのように検討しているのか状況を把握するためにも、担当課のヒアリングを実施するべきかと思います。

会長 自治体によって同様の手数料にかなり差があるようですが、そもそも手数料及び使用料は、利用する方々がその金額で満足しているのかという点と、その金額に見合った効果があるのかという2点で適正さを判断するべきものです。

私は、この審議会の所掌の範疇で検討してもよいのかなと思います。

執行機関 前回の審議会では、手数料の金額を上げてお金を払っても認定を受けたい制度にするべき、無料にして事業者が利用しやすい制度にするべき、そもそも優良観光土産の制度が市民に周知できていないのではないかなど、制度に関する意見を多く頂きました。

その結果、在り方の検討を行うべきという答申を行いましたので、進捗状況を把握していただければと思います。

会長 ここで一度確認させていただきますが、ヒアリング対象に追加すべき項目、削除すべき項目について、他に御意見はございませんでしょうか。

(委員からの意見等なし)

会長 ヒアリング対象の目安は15～18項目程度が適正数であると事務局から示されましたが、現在19項目となっております。

今後の当審議会の日程を考えて、事務局から何か意見はありますか。

執行機関 あくまで目安としてお示しさせていただきましたが、多少の増減については事務局で調整いたしますので、柔軟に御検討いただければと思います。

なお、ヒアリング等につきましては3回開催する予定でありまして、1回当たり2時間の会議時間を予定しております。

1回につき6項目程度のヒアリングを行うこととなりますので、1項目当たりの時間は20分程度となります。

委員 ヒアリング等の優先順位を考えるべきではないでしょうか。

例えば、意見の多かった市民センターの使用料などはよく検討すべき項目ですので、時間切れで検討不十分とするわけにもいきませんから、優先順位を高くしておくべきかと思います。

執行機関 今後検討対象が決まりましたら、担当課と日程調整の上順番を割り振ります。

皆様から優先度が高いと示されたものについては、各日の早い時間に予定を組み入れて、御議論いただく時間を確保してまいります。

会長 ヒアリング対象を確定させるとともに、優先度を検討していきたいのですが、優良

観光土産品登録料については、ヒアリングを実施すべきか意見が割れております。
優先順位について何か意見がございますか。

委員 ヒアリングの対象にしてよいと思いますが、優先順位は一番下ではないでしょうか。
市民センターの使用料は新しい検討課題なので、資料の作成にも検討にも時間がかかると思いますから、時間の配分に注意が必要です。

会長 優良観光土産品登録手数料については、何人かの委員さんがヒアリングの対象としなくてもよい、又は優先順位が低いとおっしゃっています。

事務局に伺いますが、優先順位の低い項目は時間が余ればヒアリングを実施するという位置付けにしてもよいでしょうか。

執行機関 各日の日程の後半に予定を組んでおきまして、質問を簡潔に行うという運営の仕方がよろしいかと思えます。

会長 では、優良観光土産品登録手数料についてはそのように位置付けすることといたします。

最後に、特に時間を割くべきだという項目について決めておきたいと思えます。

市民センターの使用料につきましては、新規の検討課題でありますし、資料を頂くことも考え、重点項目として位置付けることとします。

委員 使用料と手数料の区分けについて先ほど説明させていただきましたが、やはり市民の生活に直結するのは使用料です。

ですから、まずは使用料について議論をして、その後に手数料について議論をしていくという流れがよいのかなと考えますが、いかがでしょうか。

会長 御提案いただきましたとおり、まずは使用料を検討し、その後手数料を検討していくということでよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

会長 さらに使用料の中で優先度を検討してまいりたいのですが、他に御意見はありますか。

委員 幼稚園使用料については、先ほども事務局の方から説明がありましたが、昭和 56 年に改正されておよそ 35 年間同じ料金という現状です。

平成 27 年度に本格施行された子ども・子育て支援制度を踏まえて今後検討を進めるということですが、この新たな制度の内容についても伺いたないので、重点項目にしていただければと思います。

会長 それでは幼稚園使用料を重点項目としてよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

委員 植物公園の入園料についてですが、この運営経費の予算を他の教育費に配分していただきたいと個人的には考えておりますので、運営の在り方について、植物園の担当者からお話を伺いたい。

会長 資料6の16ページに記載がありますが、受益者負担率は6.7%で、かなり低くなっていると思います。

委員 植物園は幼稚園、小中学校の遠足先になっているなど、市内の在学生の利用は多いと思います。

使用料については、他の施設と比べても適正な金額ではないでしょうか。

先ほど他の教育費に予算を配分してほしいとお話がありましたが、この施設の捉え方によって、考え方が変わってくるのではないのでしょうか。

委員 運営に関して市の負担が大きすぎるのではないかとこのところでは。

近隣に県の植物園もありますし、内容的には県の施設の方が充実していますので、市の担当者がどのように運営を考えているのかお聞きしたいと思います。

会長 では重点的にお話を伺うこととします。

それでは御意見も出尽くしたようですので、ここで検討対象の確認をしたいと思えます。

事務局から報告をお願いいたします。

執行機関 本日の審議で検討対象とした使用料及び手数料について御報告いたします。

資料5の一覧を御覧いただきながら確認をお願いいたします。

使用料につきましては、2番自転車等駐車場使用料、3番老人福祉センターの入浴施設使用料、4番墓地公園管理使用料、6番斎場の式場等使用料、7番植物公園入園料、8番園芸指導センターの入浴施設使用料、9番ふるさと農場使用料、13番市営住宅汚水処理場使用料、14番幼稚園保育料、16番市場使用料、17番体育施設使用料、さらに市民センターの使用料について検討を行うということで御決定をいただいております。総数で12項目となります。

次に、次ページを御覧いただきまして、手数料につきましては、1番自転車保管手数料、4番印鑑登録証亡失再交付手数料、12番し尿処理手数料、13番浄化槽汚泥処分手数料、17番優良観光土産品登録手数料、23番建築確認等証明書交付手数料、24番建築制限等解除承認申請手数料について、検討を行うものと御決定いただきましたので、総数で7項目となります。

合わせまして19項目についてヒアリングを行うということで御決定をいただいておりますので、報告させていただきます。

会長 ありがとうございます。

この中で、植物公園入園料、幼稚園保育料、市民センターの使用料については、重

点的にヒアリングを行っていくことといたします。

また、市民の生活に直結する使用料を優先し、手数料の中でも優良観光土産品登録手数料については日程の最後に回していただくということになりましたが、皆様よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

会長 それでは、これらの使用料及び手数料について、審議会の検討対象と決定いたします。

続きまして、今後の日程及び進め方について、事務局から説明をお願いします。

執行機関 今後10月3日、13日、17日の計3日間で、ただ今御決定いただきました19項目のヒアリングを実施してまいります。

スケジュールにつきましては担当課と調整させていただき、割振りを決めさせていただきます。

また、特に重要なものについては、各日の冒頭にヒアリングを実施できるよう調整してまいりたいと考えております。

さらに、資料につきましては事前に送付させていただく予定です。

既にお配りしている調書は、再度担当課で確認し、見直しをさせていただきます。

当審議会の開催1週間前をめどに資料を送付させていただく予定ですが、ヒアリングの日程と、見直しした調書、ヒアリングの観点を簡単にまとめた資料を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、市民センターの使用料に関する資料につきましては、現在資料がございませんので、現在の利用状況や他団体の使用料の状況等について、別途資料を御用意させていただきます。

こちらにつきましても事前の送付ができるよう準備してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員 担当課が市民センターの実態調査を行っていれば、資料としていただきたいと思えます。

また、水戸市市民センター条例も資料として添付してください。

会長 他にヒアリングの際に聞いてみたい事項、提供してもらいたい資料があれば、事前に事務局に御相談いただきますようお願いいたします。

最後に何か皆様から御意見、御感想等はございますか。

(委員からの意見等なし)

会長 事務局から何か連絡はありますか。

執行機関 次回10月3日の開催通知をお手元に配布しております。

以前にお知らせしたのから、開催場所が変更されておりますので、御迷惑をおか

けしますが、よろしく願いいたします。

会 長 これをもちまして、本日の審議会の議事は全て終了いたしました。
委員の皆様、円滑な議事進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。